

水産物対象品目一覧

マグロ類、ホタテガイ、ブリ類、マダイ、フグ類、ウナギ、カジキ類、
カツオ類、アジ類、サワラ類、イワシ類、イカ類、カレイ類、タイ類、
メヌケ類、サケ・マス類、エビ類、カニ類、アナゴ類、スズキ、
タコ類、ハモ、ヒラメ、ホッケ、ウニ類、アユ、貝類、海藻類、
サメ類、タラ類、アンコウ、アイナメ、イサキ、イボダイ、カマス、
カワハギ、キス、グチ、コチ、サバ、サンマ、サヨリ、シイラ、
シラウオ、タカベ、タチウオ、トビウオ、ハタ、ハタハタ、ヒゲダラ、
ホウボウ、ボラ、マナガツオ、マンタイ、ムツ、メゴチ、メダイ、
ヤガラ、シシャモ、イカナゴ、コノシロ、アオメエソ、キビナゴ、
淡水魚類、ナマコ、ホヤ、魚卵、鯨類、チョウザメ（茨城県産）、
ニギス（島根県産）

※下線の品目は令和2年8月12日に追加

【対象品目についてのお問合せ先】

水産庁栽培養殖課 03-3501-3848